

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月16日 09時55分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市富島漁港北方沖 富島港北防波堤灯台から真方位313°1,400m (概位 北緯34°33.6 東経134°55.3)
事故の概要	漁船淡海丸は、南進中、また、プレジャーボートうるいまるは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 淡海丸、6.6トン HG2-5318（漁船登録番号）個人所有 B プレジャーボート うるいまる、2.6トン 250-52453兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷2人（船長及び同乗者）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷、操舵室に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、富島漁港北方沖で刺し網漁を行った後、船長Aが、同漁港に帰航することとし、前部甲板で椅子に腰を掛け、刺し網の補修作業を行いながら自動操舵により南進していたところ、船首方間近にB船を認めたので、手元に置いていた操縦用リモコンで慌てて機関を中立としたが、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、刺し網の補修を始めた際、周囲に他船を見掛けなかったので、前路に支障となる船はいないと思い、刺し網の補修を行っていたので、前路のB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を同乗させ、富島漁港北方沖で、船外機を中立運転とした状態で船首を西方に向けて漂泊していた。</p> <p>船長Bは、同乗者と共に後部甲板に立って釣りを行っていたところ、右舷後方から接近するA船が間近となっていることに気付き、舵を切るなどしたものの、両船は衝突した。</p>

	<p>同乗者は、衝突の衝撃で落水したものの、船長Bに救助された。</p> <p>船長Bは、A船がB船に向けて接近するのを認めたものの、B船が漂泊中なので避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続け、衝突を避ける動作をとるのが遅れたと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、南進中、船長Aが、前路に支障となる他船はいないと思い、刺し網の補修作業を行い、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船を認めた際、A船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたことから、衝突を避ける動作をとるのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に支障となる他船はいないと思い、刺し網の補修作業を行い、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行を続け、また、船長Bが、A船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続けていたため、衝突を避ける動作をとるのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、なるべく他の作業を行わず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中、他船が自船を避けてくれると思わず、常時、適切な見張りを行い、余裕のある時期に移動するなどの衝突を避けるための措置を採ること。